

平成22年度税制改正のあらまし (相続・贈与・不動産関連)

2010年4月

日本実業出版社

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成22年3月31日に公布され、一部の規定を除き4月1日から施行されています。このうち、相続税・贈与税・不動産の税務に関する改正内容の主なポイントは以下のとおりです。本書を読まれる際には、参考にしてください。

◎「小規模宅地等の特例」の適用範囲の見直し

いわゆる「小規模宅地等の特例」によって、居住用宅地や事業用宅地については、一定の限度面積までに限り、通常の相続税評価額から一定割合が減額されていました。このうち「相続人等が相続税の申告期限まで事業または居住を継続しない宅地等」については、これまでは「200㎡までの部分については50%の減額」が適用されていましたが、平成22年4月1日以後の相続からは特例の適用対象から除外されました。

◎直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の 贈与税の非課税限度額の引き上げ

平成21年に「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、500万円までは贈与税を非課税とする」という制度が創設されましたが、この非課税限度額が以下のように引き上げられました。また、これに伴い、適用期限が平成23年12月31日まで延長されています。

- ①平成22年中に贈与を受けた者…1500万円
- ②平成23年中に贈与を受けた者…1000万円

なお、この制度の対象となるのは、贈与を受けた年の合計所得金額が2000万円以下の者に限定されますが、平成22年中の贈与については所得金額に関係なく適用を受けることができます。

◎相続時精算課税制度における

住宅取得等資金の贈与の非課税枠の上乗せ分を廃止

相続時精算課税制度では、住宅取得等資金の贈与に限って「特別控除（非課税枠）を1000万円上乗せして3500万円まで非課税とする」「65歳未満の親からの贈与も対象となる」という特例がありました。

このうち「非課税枠の1000万円上乗せ」は廃止されました。「65歳未満の親からの贈与」については、適用期限が「平成23年12月31日まで」と2年間延長されました。

◎居住用財産の買換え特例の適用期限の延長

所得税における「居住用財産の買換え・交換の特例」の適用期限は平成21年12月31日まででしたが、譲渡資産の価額が2億円以下であることを要件に、平成23年12月31日まで延長されました。

(No.3462⑫、No.3689⑩～⑬、No.3741⑥～⑩、No.4568①、No.4600①)